

原著論文

明治神宮大会における学生参加をめぐる諸問題 —小橋一太の果たした役割—

尾川翔大

日本体育大学大学院体育科学研究科体育科学専攻博士後期課程スポーツ文化・社会科学系

The problems of student participation in Meiji Shrine National Games —The role that Ichita-Kobashi achieved—

Shota Ogawa

Abstract: In 1924 (Taisho 13), the first Meiji Shrine National Games were held by the Ministry of Home Affairs. The problems related to student participation at these games (hereafter, problems of student participation), which are the focus of this study, are attributable to the restrictions on student participation at the third Meiji Shrine National Games held in 1926 (Taisho 15) put in place by the Ministry of Education.

This paper follows the course of the problems of student participation and clarifies the response of Education Minister Ichita Kobashi, who resolved this issue. With the information gathered up to this point, we examine the evaluation of Kobashi's physical education and sport policy.

The problems of student participation occurred in conjunction with the sectionalism of the Ministry of Home Affairs and the Ministry of Education in relation to physical education and sport policy, beginning in the early 1920s. Discussions of the problems of student participation were conducted not only by the Meiji Shrine Athletic Association and the Ministry of Education but also by the mass media, school officials and the sports world. The Ministry of Education received criticism from various advocates, upon which it issued notices and proposals to gradually ease restrictions on student participation. However, these notices and proposals gave rise to new problems.

During this time, Rentaro Mizuno took office as the Education Minister, after which the problems of student participation began to be resolved. However, Mizuno did not solve them. Even Kazue Shoda, who succeeded Mizuno as the Education Minister, expressed his opinion of striving towards the resolution of problems of student participation. Shoda himself did not resolve the problems of student participation either. In this background, we have the initiative of Toyokichi Kita, the school hygiene manager of the Ministry of Education. Kita, who led the physical education and sport policy at the Ministry of Education, rejected the opinion of the sports world that student participation in the Meiji Shrine National Games should be allowed. Kita repeatedly insisted on restricting student participation in the Meiji Shrine National Games.

Meanwhile, in 1929 (Showa 4), Ichita Kobashi took office as the Education Minister. Since the beginning, Kobashi considered that encouragement of physical education and sport policy was an important issue and thus, he implemented solutions to the problems of student participation that had been proposed before he took office and resolved all the outstanding issues. For this reason, Kobashi received positive evaluation from various individuals, with diverse perspectives. This is not only because Kobashi thought of proposals for solving the problems of student participation but also because he moved the problems of student participation towards resolution. Kobashi's physical education and sport policy was highly evaluated due to its concreteness and power of execution.

(Received: November 21, 2017 Accepted: January 23, 2018)

Key words: Meiji Shrine National Games, Ichita-Kobashi, Ministry of Education, physical education and sport policy

キーワード：明治神宮大会，小橋一太，文部省，体育・スポーツ政策

はじめに

明治以降，日本の学校体育の主管庁は一貫して文部省であった。しかし，第一次世界大戦以降，とりわ

け，1920年代に入ると，内務省は国民の健康問題を背景として学校外の体育すなわち社会体育に関する政策を展開し始めた。同時期，文部省も学校体育中心の立場から，学校外の体育へ政策の範囲を拡大した。両

省がそれぞれの政策を展開するなかで、体育・スポーツ政策の所管をめぐるセクショナリズムが立ち現れることになる¹⁾。

こうしたなか、1924(大正13)年、内務省によって第1回明治神宮大会^{注1)}が開催され、翌1925(大正14)年、第2回明治神宮大会も内務省によって開催された。しかし、1926(大正15)年の第3回明治神宮大会において、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題(以下、学生参加問題と略す)が立ち現れることとなる。この年の3月8日、文部省訓令第3号「體育運動ノ振興ニ關スル件」²⁾が地方長官と直轄学校長に対して発せられ、その中の「運動選手及運動競技會ニ關スル事項」において、学生が全国的な競技大会に参加することが制限された。同年6月22日、文部省はこの訓令に基づいて明治神宮大会への学生、生徒、児童の参加禁止を内務省に通達した^{3)注2)}。この学生参加問題は、体育・スポーツ政策の主管をめぐる文部省と内務省のセクショナリズムと表裏をなすものであった⁴⁾。

その後、明治神宮大会の主催は、文部省でも、内務省でもなく、スポーツ団体の関係者を中心として新たに設立された明治神宮体育会に委ねられることで暫定的に解決した体をなし、第3回明治神宮大会は明治神宮体育会によって開催された。しかしながら、学生参加問題が立ち現れて以降、内務省は明治神宮大会への関与を薄めていくものの、文部省は継続的に全国的な競技大会への学生参加を制限した。それゆえ、明治神宮大会の主催が明治神宮体育会に移っても、なお、学生参加問題は尾を引くこととなる。学生参加問題が収束し、明治神宮大会に学生が再び参加できるようになるのは第5回明治神宮大会大会においてである。結論を一部先取りしていえば、学生参加問題の収束に対して影響力をもったのは、1929(昭和4)年7月2日に文部大臣に就任した小橋一太^{注3)}(以下、小橋と略す)である。

これまで、学生参加問題の収束に関する研究は藤田によってなされている⁵⁾。しかしながら、学生参加問題は本論で検討するように、問題の争点が逐次変化していくわけだが、藤田はそれを視野外においている。また、学生参加問題と小橋の関連についても簡単に触れられているのみである。

そこで本研究では、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題の経過を追うとともに、この問題に対する小橋の対応を明らかにすることを目的とする。併せて、小橋の体育・スポーツ政策に関する評価も検討したい。

1. 明治神宮大会における学生参加をめぐる問題の経過

1.1. 学生参加問題の表面化と明治神宮体育会の創設

ここでは、藤田の研究⁶⁾を参照しつつ、学生参加問題が表面化する経緯と、明治神宮体育会が創設される経緯を概観しておく。

学生参加問題は、1926(大正15)年3月8日に発せられた文部省訓令第3号「體育運動ノ振興ニ關スル件」⁷⁾の中に胚胎していた。「體育運動ノ振興ニ關スル件」の「運動選手及運動競技會ニ關スル事項」では、学生が全国的な競技大会に参加することを制限する旨が記されている。これをめぐって「内務省から文部省に對し學生の參加問題に關しての意見を照會したところ」、6月22日、文部省は、「神宮競技に出場するのは學業を妨げること、多額の費用を要すること、監督上不備なることなどの理由から、現在の方法では學生の参加は不賛成である旨の回答を發し」、明治神宮大会への学生参加を制限することを通達した⁸⁾。学生参加問題は、マス・メディアが大きく取り上げたことによって多くの人に知られることとなる。

明治神宮大会に関する文部省の措置に対して、マス・メディア、学校関係者、スポーツ界などから文部省を支持するもの、あるいはその解決策を提案するものなどがあったが、批判するものが多数を占めていた。こうしたなか、内務省は、必ずしも主催にこだわっておらず、各体育・スポーツ団体から代表委員を出して新団体を作り、内務省と文部省も同等の資格で明治神宮大会を発展させたい、あるいは、適当な団体さえあればいつでも譲りたいという意向へ変わっていった。しかし、文部省は批判にさらされながらも、学校衛生課長の北豊吉(以下、北と略す)^{注4)}を中心として明治神宮大会への学生参加を制限することを譲らず強硬な主張を継続した。その後、調停案として第3回明治神宮大会では、学生参加の制限はされずに開催されることになった。ただし、翌年から学生の参加は隔年とされた。また、開催日程は、学生以外は11月3日を中心とし、学生は7月30日を中心に行われることとされた。間もなく、会長を井上準之助(以下、井上と略す)、副会長を平沼亮三、そして、各競技団体の代表者を委員とする明治神宮体育会が設立され、内務省に代わって明治神宮大会を主催することとなった。ここで、第3回明治神宮大会に関する学生参加問題は、ひとまずの解決が図られた。

しかし、調停案によって翌年以降の明治神宮大会に関する別の問題が立ち現れることとなる。学生の大会の開催日が、11月3日を中心とする日程から7月30日を中心とした日程に変更されたことにより、「競技

團體の代表委員會に於て夏季の競技は困難として反対の意思を表示し、明治神宮体育会は、「學生参加に對しては何等制限を附せざる事を文部省に交渉して其實現を期する事となつた」のである⁹⁾。

1.2. 明治神宮体育会と文部省の交渉—学生の参加日をめぐって—

1926(大正15)年10月2日、先に挙げた調停案に基づき、文部省は、文部次官通牒「明治神宮競技學生生徒兒童ノ参加ニ關スル件」¹⁰⁾を地方長官と直轄学校長へ向けて發した。そこでは、1926(大正15)年の第3回明治神宮大会のみ11月3日を中心とする大会への學生参加が許可されることが記された。それゆえ、學生は第3回明治神宮大会に参加することができた。また、翌年以降の大会は、學生と學生以外を分け、學生に限っては隔年参加としたうえで、7月30日を中心とする夏季に開催することとされた。

文部省により第4回明治神宮大会以降の學生の競技日程が夏季へと変更されたことについて、「これは夏季における保健衛生上大いに憂慮すべき問題であると一般識者から非難の聲が高く」¹¹⁾なる。例えば、東京高等師範で教員を勤める野口源三郎(以下、野口と略す)は、「世人偶々にして競技の練習又は競技會は暑中休暇を利用しては何奈と説く者もあるが、我が國の暑中は一般に身體練習には不適當の季節」¹²⁾と夏季に大会を開催することを問題視している。『東京朝日新聞』では、「學生競技を夏季に行ふが如き、果して國民保健學校衛生をつかさどる役人の主張し得ることであらうか」¹³⁾と明治神宮大会における學生の競技日程を夏季へ変更することを疑問視している。

文部省が、明治神宮大会への學生参加を夏季へと変更したために、第3回明治神宮大会が閉会してもなお、學生参加問題は文部省の干渉によって問題の争点をえて立ち残ることとなる。明治神宮体育会は、以降も學生参加問題をめぐって文部省との交渉を重ねていくのである。

1.3. 明治神宮体育会と文部省の交渉—水野鍊太郎との交渉を中心に—

1927(昭和2)年6月1日、明治神宮体育会は「明治神宮體育會本年度最初の評議員會」を日本青年館で開催し、「本年度の明治神宮體育會大會の開催の可否について討論」を行った¹⁴⁾。この日の議決により、明治神宮体育会は、1927(昭和2)年の第4回明治神宮大会について「十一月三日を中心として舉行することに決定したが懸案の學生出場問題については文部省に對し極力参加許可を交渉する」¹⁵⁾こととした。いっぽう、文部省の関係者は、「體育會(明治神宮体育会—引

用者)の方で何とか昨年の覺書と違つたことをするといふのであればいづれ交渉があるだらうからその際に協議の上文部省としての態度を決める積りだ」¹⁶⁾と、明治神宮体育会の動向を見据えている。

立ち残る學生参加問題について、明治神宮体育会と文部省それぞれに動きがみられるなか、同年6月2日、水野鍊太郎(以下、水野と略す)が文部大臣に就任した。『アサヒスポーツ』では、水野に対して多大な期待を抱き、その理由を次のように述べている¹⁷⁾。

「何故かならば水野氏は第一回明治神宮競技當時、創始者たる内務の首班としてその成立を援助し鞭撻した人である、しかして當時の同競技には學生選手が文句なしに参加を許されてゐたのであるから、何か特別の事情がない限り今日の文相水野氏は學生の参加を許すものと見て差支なく、また吾人もさうあることを希望するものである。」

水野が内務省主催のもと明治神宮大会に學生が参加していたときの内務大臣であったことから、學生参加問題を解決するのではないかと、という期待が寄せられている。このような期待が文部大臣に就任して間もない水野に対して寄せられた背景には、明治神宮大会への學生参加を制限する措置を当初から主導していた文部省学校衛生課長の北豊吉が、その職責に立ち続けていることが考えられる。

同年6月3日、明治神宮体育会の関係者は水野のもとを訪れ、學生参加問題について直接意見を述べた¹⁸⁾。雑誌『運動界』の創刊メンバーの一人である大村一蔵^{注5)}(以下、大村と略す)によれば、「これに對して同大臣(水野鍊太郎—引用者)は、弊害があれば除き學生の参加許可に盡力しようと返答した」ことから、「この大臣の返答に由つて學生参加許可も可能性が多くなつた」と述べている¹⁹⁾。また、文部省学校衛生官の岩原拓(以下、岩原と略す)は、「學生参加については大臣(水野鍊太郎—引用者)からまだ何とも話がないから文部省としての意見は纏まつてゐない」²⁰⁾と、水野の方針が加味される可能性を示唆している。學生参加問題は、水野が文部大臣に就任したことによって、解決する可能性が見いだされたといえよう。

明治神宮体育会の関係者は、6月20日にも再び水野のもとを訪れ、明治神宮大会への學生参加の承認を求めたところ、水野は「近く關係方面の意向を聞いた上でもし弊害があれば弊害を除く方法を講ずればよいのである、七月中に學生のみの競技會を行ふ事は却つて面白くないと思ふ」と、學生参加を夏季に限るという制限を取り払う意向を示している²¹⁾。そして、7月12

日の『東京朝日新聞』では、「明治神宮競技には学生参加差支へなし 他の競技会参加についても文部省の方針略々決まる」²²⁾という見出しで報じられた。

明治神宮体育会と水野の交渉のいっぽうで、水野は学生参加問題について学校関係者や教育関係者と意見交換をしていた。そのうえで、水野は明治神宮体育会長の井上に対して学生参加は「昨年の明治神宮体育会との覚書通り隔年参加制を適当と認め」、また、「緩和策として毎年夏季休業中といふのを十一月三日前後に改むるもよし」という案を伝えた²³⁾。水野が文部大臣に就任したことによって、学生参加問題は、隔年という点で変わりはないものの、夏季に大会を開催することは変更される方向で動いていくのである。

7月21日には、明治神宮体育会は「東京新聞雑誌運動記者を東京會館に招聘し」、学生参加問題について「忌憚なき意見を交換した」うえで、「運動記者團體もこの際協力して當局(文部省——引用者)に猛省を促し一般輿論の貫徹に努める事」になった²⁴⁾。明治神宮体育会は、文部省との交渉をより有利に進めるため、メディアを通じて世論を味方につけようと画策したのである。このように、学生参加問題に関する明治神宮体育会の取り組みは、着実に進展していたといえよう。

ところが、8月1日、神宮外苑日本青年館において明治神宮体育会の代表者らは、文部省、内務省の関係者らと交えた38名の評議委員会を開催し、学生参加問題に関する井上と水野の交渉の結果として、「高等専門學校生徒は各年に参加せしめ小中學生の参加は許さない」²⁵⁾とされた。水野が文部大臣に就任して以降、7月30日を中心とする夏季ではなく、11月3日を中心とする大会へ学生参加を認められる可能性が見いだされていたものの、それは一転して、中等學校以下の學生の参加自体が認められなくなったのである。このような裁定とした根拠として文部省は、「神宮競技會に生徒を出場せしめる事の可否に就て地方學校長の意見を求めた所『その弊害を認める』との回答が大部分であつた」²⁶⁾と、學校当局の意見を挙げている。特に水野は、「殊に中學生参加禁止に就ては全國中等學校長の九十八パーセント迄も参加禁止を希望してゐるのであるから、如何に自分が参加を從進しても無駄である」²⁷⁾と述べたという^{註6)}。こうしたことから、これ以降の学生参加問題に関する議論は中等學生以下の學生の参加の是非に争点の1つが移されることとなる。立ち残る学生参加問題について、北は、「本年は時日も切迫してゐるしまた隔年に出場といふ事にもなつてゐるので本年は多分参加しないことになるであらう」²⁸⁾と述べている。しかし、この協議結果に反対する明治神宮体育会は、再び井上を中心として文部省と

の交渉を重ねていくのである²⁹⁾。

そして、8月18日、日本青年館で明治神宮評議委員会が開かれ、井上と水野のやり取りが報告された。井上は、「次ノ様ナ通牒ヲ文部省カラ發スルコトニ話カ纏ツタノデ近ク文案ヲ私ノ方ヘ廻シテヨコシタ上決定スル筈デ其ノ内容」として、「一、學生々徒ノ参加スル綜合的競技會ハ每二年毎ニ一回開催スルコト」「一、中學學校以下ノ生徒兒童ハ前項競技會ニ参加セシメサルコト但シ競技會開催地附近ノ學校ノ學生々徒兒童ノ『マスゲーム』ニ参加スルガ如キハ差支ナシ」とされたことを報告した³⁰⁾。後述するように、この報告に基づいた通牒が、文部省から発せられることになった。これによって、明治神宮体育会は、「本年度の秋季開催及び隔年開催を決定、隔年開催は文部省の希望に添ふも中等學校生徒の参加については絶対に協定の成立は難しい模様」³¹⁾となった。

この日の井上による報告で注目に値することは、8月1日の段階において、総合的競技会、つまりここでは明治神宮大会への中等學校以下の學生の参加は許可しないという裁定から、中等學校以下の學生参加は開催地付近に限って許可されるという裁定に変わったことである。学生参加を文部省が許可しながらも、開催地付近という制限を付け加えた理由は、各學校の予算と日数の問題が考えられる。学生参加問題が立ち現れた当初、北が明治神宮大会は、「多數の日子を費して熱中し、且つ多額の参加経費を費し、又校友會の経費の使途が著しく偏頗になる」³²⁾と指摘していた。また、野口が、明治神宮大会は「地方の豫選會に参加する爲め、又遠隔の地から本競技に参加する爲め多くの日數と、多分の費用とを要する」³³⁾と指摘したり、東京高等師範助教授の安川玄洋(以下、安川と略す)が、「貧弱な中等學校の運動部の一ヶ年の總経費は、數名の選手を、この競技會(明治神宮大会——引用者)に派遣するにも不足を感ずる程度のものである」³⁴⁾と述べている。明治神宮競技場がある東京府の付近の學校であれば、地方の學校と比べて費用と日数が抑えられるためである。ともあれ、納得のいかない明治神宮体育会は、「一、規約ハ一年置キニ開催スル事ニ改正」,「一、今年ハ兎ニ角ヤルコト」「一、中等學校以下ノ生徒兒童ノ参加ニハ全ク制限ヲ加ヘサルコト」の3つを中心とし、さらに「『マスゲーム』ト限ラス何ノ競技ニモ参加セシムルコト」³⁵⁾を交渉のポイントとし、「取残されてゐる中等學校生徒の参加の承認を得るため盡力することになり又復井上前會長を煩して極力水野文相に諒解を求めること」³⁶⁾になった。

しかし、その後、井上が文部省によって通牒が出されると報告していたように、1927(昭和2)年9月15日に文部次官通牒「運動競技會學生生徒兒童参加ニ關

スル件」³⁷⁾が、地方長官、直轄学校長、公私立大学長、高等学校長、専門学校長に宛てて出された。そこでは、第一に「學生生徒ノ参加スル全國的ノ綜合競技會ハ毎二年以上ニ一回開催スルモノタルコト」、第二に「中等學校以下ノ生徒児童ハ前項ノ競技會ニ参加セシメサルコト但開催地附近ノ學校ニ在リテハコノ限ニアラサルコト」を通過した。先に挙げた明治神宮体育会の交渉のポイントを踏まえるならば、どのような交渉を経たのかは不明ながら、近郊の学生の参加が「マゲーム」に限られるという記述はなくなっている。

学生参加問題は、水野が文部大臣に就任して以降、二転三転しつつも、参加制限を緩和する方向で議論されていった。明治神宮体育会と文部省の間でされた交渉を受け、明治神宮大会への学生参加は、隔年という点で変わりにはなかったものの、夏季ではなくなった。また、大学、高等学校、専門学校の学生参加は可能であったが、中等学校以下の学生の参加は開催地付近の学校に限られた。しかしながら、開催地付近の解釈をめぐって新たな問題が生じることとなる。

1.4. 明治神宮大会へ参加可能な地域について一開催地付近の解釈をめぐって一

10月7日には、第4回明治神宮大会の競技日程が内定し³⁸⁾、予選会も開催され³⁹⁾、大会開催のための準備が着実に進んでいった。こうしたなか、9月15日の通牒に記された開催地付近の解釈について、大村が文部省関係者に問うたところ「東京市及び其の郊外を原則とし、神奈川、千葉などの近県も差支ない」⁴⁰⁾と回答をえたという。しかし、この回答から察することができるように、開催地付近に関する解釈は明確に規定されたものではなかった。また、上記の文部省の通牒は各地に正確に伝わっておらず、第4回明治神宮大会の開会式当日の10月28日、『東京朝日新聞』に次のような報道がされている⁴¹⁾。

「地方によつては長官からいま尚何等の通牒に接しない所もありかたがた近県の意味さへ不明なるに加へて『學業に差支なき限り』といふ以前の訓令も又要領を得ず殊に中等學校選手競技の主なるものとして國民一般からその興味をつながれてゐる野球大會はいよいよその準備も整ひ三十日から豫定の如く舉行する運びとなつたのであつたが、測らずもここに地方参加校は文部當局の嚴重なる中止命令にあつてつひに参加を斷念するのやむなきに至る」

ここでは、明治神宮大会への参加を制限する措置を、特に10月30日から始まる中等学校の野球部門に焦点化して述べられているわけであるが、9月15日に

発せられた学生参加を開催地付近にするという文部省の通牒は正確に伝わっておらず、明治神宮大会の直前になってそれを再度通達したようである。これに対して各地の中等学校の野球部は、参加を躊躇したり、強硬に参加意思を表明したりした⁴²⁾。このような錯綜した状況のなか、文部次官の粟屋謙（以下、粟屋と略す）は、「文部省としてはどこまでも通牒の趣旨を徹底させる考へだ、但書の中にある『開催地附近の學校』に含まれる範囲はどこまでと定めるわけにゆかず常識で判断するより仕方あるまい」⁴³⁾と、ここにおいても開催地付近の解釈は明確ではない。いっぽう、主催する明治神宮体育会委員は「萬一文部當局が遠隔地の参加校に對して尚かつ壓迫を加へようとするならばわれわれ主催者は主催者の立場として文部省と關係なくどこまでも参加チームだけで舉行する」⁴⁴⁾と、強硬な主張を展開した。

このような状況において、10月28日に第4回明治神宮大会の開会式が開かれ、11月3日まで明治神宮外苑を中心としつつ、各競技場で競技が行われた⁴⁵⁾。明治神宮体育会による第4回明治神宮大会の報告書には、「唯此大會に於いて遠方の中等學校生徒が文部省の内規に觸れて出場出来なかつた」⁴⁶⁾と記されている。ただし、大村によれば、「全國中學校の多數が神宮参加を希望して昨年のやうに大切な文部省令を犯して迄も参加を希望する中學校が現はれて居る場合」⁴⁷⁾があり、中等学校は文部省の通達に対して抵抗する姿勢を示している。加えて、「野球の方では學業に差支なき限り、開催地附近の意味を廣意義に解したとあつて、西は四國、中國の果、北は岩手懸までを開催地附近としそれぞれ有力な學校に参加方を勧誘したことは周知の事実である(傍点ママ)」⁴⁸⁾と、近県の解釈に確かな規定はなく、野球界においては近県という規定を広義に解釈していた。それゆえ、第4回明治神宮大会の野球部門において中等学校は、「全國より選抜する事の出来なかつた」が、神港商業(兵庫県)、松本商業(長野県)、愛知商業(愛知県)、茨城商業(茨城県)、桐生商業(群馬県)、早稲田實業(東京府)、静岡中學(静岡県)、下關商業(山口県)が出場した⁴⁹⁾。

このように、1927(昭和2)年の第4回明治神宮大会において、9月15日に発せられた明治神宮大会へ中学生以下の参加は開催地付近に限る、という文部省の通牒は不徹底なものであった。

1.5. 体育運動主事と文部省の交渉

前述した1927(昭和2)年9月15日の文部省による通牒に「學生生徒ノ参加スル全國的ノ綜合競技會ハ毎二年以上ニ一回開催スルモノタルコト」とされていたため、翌1928(昭和3)年に明治神宮大会は開催され

ていない。その後、しばらく、学生参加問題に関する明治神宮体育会と文部省との交渉は途切れることとなる^{注7)}。

ところで、1928(昭和3)年12月5日から8日まで開催された体育運動主事会議において、学生参加問題が俎上に載せられている⁵⁰⁾。この会議の3日目、長野県の中園体育主事は、「明治神宮競技及び、生徒児童の競技會に参加件を上提、審議され度し」という緊急動議を提出し、満場一致にて成立した。そして、各県の体育主事は文部省に対して次々に質問した。例えば鳥根県の福岡主事は、1927(昭和2)年9月15日の「文相の通牒は、今後も、有効であるか。明治神宮競技には、参加出来ないか?」と質問した。これに対して北は、「有効である。出来ない」と簡潔に答えている。そして、北は「この問題は、議論を出すと際限がない」として「これ以上は議論の要點を紙に書いて提出して戴き度い」と、学生参加問題に関する議論を打ち切ろうとした。しかし、北の回答に対して、鳥根県の福岡体育主事、長野県の中園体育主事、徳島県の米治体育主事、神奈川県原社会教育主事、佐賀県の竹内視学委員、長崎県の小山社会教育主事兼体育主事らが議論を継続し、立て続けに改善を求めている。しかし、この会議で学生参加問題についての結論は出されなかった。体育運動主事会議において地方の体育・スポーツ関係者は、学生参加問題を解決しようと文部省に対して直接主張したのである。

さらに、1929(昭和4)年5月27日から30日に開催された体育運動主事会議においても学生参加問題は俎上に載せられた^{51) 注8)}。この会議の3日目、山形県の佐竹体育主事、静岡県佐久間体育主事、新潟県の田中体育指導員から、明治神宮大会に中等学校の学生を参加させることを希望する意見が出された。ここでも学生参加問題の解決に向けて、地方の体育主事が継続的に意見を発していることを知ることができる。このような意見を受けた文部省は、「特ニ協定セル事項」として学生参加問題を取り上げ、「問題の明治神宮競技大會に中等學校生徒参加の件は満場一致を以て承認を可決」⁵²⁾した。

体育運動主事会議の議論を経て文部省は、「然し飽くまで参加の奨励をするのでなく校長の裁量に一任し地方事情により差支へないと認めたものを承認することとなり、水野の後を受けて文部大臣となった勝田主計(以下、勝田と略す)は「中等學校で神宮競技へ参加するため勉強出来ないとせば校長は之を止めるのが當然である、文部省で参加の奨励をするという譯には行かないが校長が参加してもよいといへば参加してもよいやうに文部省では取計ふつもりである」と述べている⁵³⁾。このように、学生参加問題は、文部省によ

る制限ではなく、地方の学校長の裁量に委ねようという方向へと傾き始めたのである。

そして、6月24日、明治神宮体育会役員数名が「文部省へ北體育課長を訪問したが不在」であったため、代わりに文部省関係者に対して「先日から申し上げておりました通り今年の神宮大會からは中等學校の参加制限を是非撤廢してもらひたい」と述べたところ、勝田、栗屋、武部普通學務局長らは「中等學校に於ける體育運動の奨励になることであるから参加制限を撤廢して神宮出場は大體各校の校長に一任するのが適當である」という意向を持っているとされた⁵⁴⁾。さらに、「輿論も中等學生の参加を希望」している⁵⁵⁾。こうしたなかで、「北體育課長のみは…略…撤廢反對の意見を持つてゐる」⁵⁶⁾と見られている。

このように、第3回明治神宮大会から表面化した学生参加問題は、明治神宮体育会と文部省の間で継続して議論されており、また、議論はその両者のみでなされたわけではなく、そこにマス・メディア、体育運動主事、学校体育関係者が加わっていった。徐々に学生参加問題を解決しようという世論が高まっていくと、「方々から矢の催促をうけてゐる」⁵⁷⁾文部省側は、そうした主張に沿った見解を表明し始めた。しかし、このような中、北は明治神宮大会への学生参加を制限する方針を強硬に主張し続けていたのである^{注9)}。

1.6. 小橋一太と学生参加問題の収束

学生参加問題が立ち残る中、1929(昭和4)年7月2日、浜口内閣が組閣された。明治神宮体育会は、1929(昭和4)年の秋に開催が予定される明治神宮大会に向けて準備を進めるいっぽうで、新たに組閣された浜口内閣と、どのように協議していくのかについて打ち合わせを始めた⁵⁸⁾。

新たに文部大臣に就任したのは小橋であった。小橋は、文部大臣就任と同時に民政党の機関誌『民政』に寄せた論考において、「先づ直ちに着手しなければならないのは大體一、教育制度の刷新 二、社會教育の新興 三、體育の奨励等」⁵⁹⁾と、体育・スポーツ政策を課題の1つに挙げていた。小橋の発言は、「スポーツ關係方面に好評で永らく問題になつてゐた中等學生の参加制限も民政党内閣によつて撤廢され今秋から潑刺たる少年、少女の姿を神宮外苑に見る事が出来るだらうと豫測」⁶⁰⁾されており、小橋に期待が寄せられている。

いっぽうの北は、7月9日に至っても「近縣以外は出来ない相談」⁶¹⁾として、明治神宮大会への学生参加を制限する方針を変えていない。依然としてこのような意見を北が主張するために、7月10日、明治神宮体育会の委員数名は、北ではなく、小橋のもとを訪れ、

「中等學校長中には参加を希望し居る者も多数あるを以て神宮競技のみを恰も弊害あるもの、如く参加を禁止する事なく他の競技會と同様校長の裁量に一任され度し」⁶²⁾と希望を述べた。これに対して小橋は、「體育は是非奨励しなければならぬし精神的にも競技會の性質を顧慮しなければならぬが學業についても相當考慮を操ふ必要は認める此點は校長に一任して差支へないと思ふ」と、明治神宮大会への学生参加を各學校長に一任する意向を示し「未だ所管の者から何も聴いて居ないから詳細に調べた上適當に處置するであらう」と述べた⁶³⁾。それでもなお、北は、「まだ全部校長の裁量に任すといふことに決定したわけではありません」⁶⁴⁾と述べていた。

7月18日、「小橋文相は過去の一切の行がかりを捨て、根本的に之を解決すべく」、栗屋、大麻参与官、北および各局長らを文部省官邸に集め、そこで学生参加問題に関する會議を開き、「近縣のみに限るのを禁止するといふことは弊害もあり、學校に支障のない限り参加を許可し、一切は學校長の裁量に一任すること」に決した⁶⁵⁾。翌19日中に原案を作成し、学生参加問題が収束する目途が立ったのである⁶⁶⁾。そこで小橋は以下のように述べている⁶⁷⁾。

「教育の任に當る校長が、この問題は全責任を以て解決すべきである。地方には地方の風があり學校には學校の風がある從來の様に之を一様に決定しようとするのは適當でない、従つて現在のやうに近縣のみを許すのも適當でないと思ふ」

各學校の校長の裁量に委ねようとする見解は、前任の勝田が文部大臣を務めるときから表明されており、小橋はそのような立場を踏襲したものといえよう^{注10)}。しかし、小橋は、学生参加問題に関する見解を表明しただけでなく、具体的な行動を伴って解決に導いた点が、これまでの文部大臣と異なる。

これを受けて7月26日、文部次官通牒「生徒兒童ノ運動競技會参加ニ關スル件」⁶⁸⁾が地方長官に発せられ、「學校ノ狀況ニ應シ學校長ニ於テ適正ナル判斷ヲ下シ生徒兒童ヲ運動競技會ニ参加セシムヘキヤ否ヤヲ決定セシムル様致度」とし、明治神宮大会への学生参加の可否は、各校長の裁量に委ねられることとなった。これをもって、明治神宮大会に関する「多年の懸案全く解決を告げた」⁶⁹⁾のである。

学生参加問題に対して小橋は、文部大臣に就任して間もなく、それまでの議論を踏まえながら體育・スポーツ政策に関する実行力をもって解決へと導いたのである。かくして、小橋は、「就任早々神宮競技會の中等學校参加問題を學校長の自由裁量に一任するの大

英斷を行つて各方面から多大の稱賛を博した小橋體育奨励大臣」⁷⁰⁾と評されることとなったのである。

2. 小橋一太の體育・スポーツ政策への評価

2.1. 文部省の體育・スポーツ政策への評価

ここでは、小橋による體育・スポーツ政策への評価を浮き彫りにすべく、小橋が文部大臣に就任する少し前の文部省および文部大臣による體育・スポーツ政策への評価を拾い出しておきたい。

1920年代後半における文部省による體育・スポーツ政策をめぐっては、本稿で検討してきた学生参加問題に限らず、芳しい評価はなされてこなかった。例えば、1926(大正15)年、東京高等師範學校講師の安田弘嗣は、文部省が體育指導者に向けた協議會を開催したさい「文部當局が體育の爲めに努力してゐるのは吾らは感謝してゐる。しかしながらより以上に努力してやつてもらいたいのだ」⁷¹⁾と、文部省の體育・スポーツ政策の奮起を促している。さらに、1926(大正15)年5月27日、文部省が「學校體操教授要目」を改正したことに対し、安川は、それを評価しながらも「只一つ吾人の心より抹消する事の出来ない微かなる懸念は、この體育聖典に対する文部省の実行力である。由來、文部省は、稍もすれば、実行力に乏しく、計畫倒れに終る」⁷²⁾と、文部省の體育・スポーツ政策の実行力に懐疑的である。

これに加えて、文部省とスポーツ界の関係性は良好ではなかった。その背景には学生参加問題があるように思われる。1927(昭和2)年7月、大村は、「今日、運動界に於ける文部省の不評判は要するに學校衛生官の建てた運動の方針を採用したからである」⁷³⁾ ^{注11)}と、文部省の體育・スポーツ政策はスポーツ界から不評であることを言明している。また、大谷は、1928(昭和3)年1月10日に文部省の學校衛生課が體育課に改組されたさい、次のように述べている⁷⁴⁾。

「たゞ一つ心配なのは、これから文部省が、果して體育運動に對して、どんな態度をとるかである。率直に言ふと、從來、我が文部省が、體育運動に對してとり來つた態度はあまりかんばしいものでは無かつた。壓迫と言ふ言葉は少し不適當であるかも知れないが、それに近い態度を取來つたことは、衆目の見るところが一致してゐる」

大谷の発言から、文部省とスポーツ界の間に溝があり、それが広く知られていることがわかる。その背景には、学生参加問題において、文部省、とりわけ北が體育・スポーツ関係者の主張を退け続けてきたことがあると考えられる^{注12)}。このように、文部省が體育・

スポーツ政策を推進しようとしても、それに関する実行力の欠如あるいは北の体育・スポーツ政策の取り組み方があるために、スポーツ界の期待は芳しいものではなかったといえよう。

2.2. 文部大臣の体育・スポーツ政策への評価

1920年代後半、文部大臣が代わるたびにその立場に就く者に対して期待が寄せられてきた。例えば、『アサヒスポーツ』では、1927(昭和2)年4月20日に文部大臣に就任した三土忠造に対して次のような期待を寄せている⁷⁵⁾。

「吾人は三土文相がスポーツが非常に好きだといふところから同氏が體育運動に對し眞に理解あるものとみなし、この機会にかゝる文相を得たことを斯界のためによるこび、今後の具體の方策にすくなからぬ期待をもつと同時に、斯界更新のために飽まで積極的態度をもつてこれが統制にあたられるやう切望してやまない次第である」

ここでは、三土が体育・スポーツに理解がある者とみなして、体育・スポーツ政策の将来へ期待が寄せられている。また、安川は、体育・スポーツをめぐる現状を挙げつつ、三土の次に文部大臣に就任した水野に対して「この際、體育に對する頭を、根本的に改造してくれなければならぬ」とし、最後に「吾人は、賢明なる水野文相閣下の御一考と御英斷とを祈つて筆を擱く」と、水野にスポーツ界の刷新を求めている⁷⁶⁾。

このように、体育・スポーツの関係者は、文部大臣が交代するたびにスポーツ界の刷新を期待してきたといえよう。しかしながら、新たな文部大臣が就任しても、体育・スポーツ政策の画期とはならなかった。例えば、大村は、「文部大臣は何れも『運動の理解』を云ふ。然し、其の程度は果して何の位であるか、必ずしも安心はならぬ⁷⁷⁾」と述べたり、「大臣が代れば何とかなるだろうと考へた人は案外に思ふだろうが、運動に對し文部大臣が確固たる主義方針を持たぬ限り屬僚に従はねばなるまい⁷⁸⁾」と、述べたりしている。このように、新たに文部大臣に就任した者が体育・スポーツに関する発言をしたとしても、それが体育・スポーツ政策に反映されてこなかったことといえよう。

2.3. 小橋一太の体育・スポーツ政策への評価

これまでの文部省あるいは文部大臣による体育・スポーツ政策と比べて、小橋のそれへの評価は対照的である。文部大臣に就任してから間もなく体育・スポーツ政策に着手することを明言し、数年来の学生参加問題を収束させるという実行力を伴った小橋による体

育・スポーツ政策への評価は多様な出所がある。

『東京朝日新聞』は、「小橋文相は就任以來體育の向上と質實強健の氣風を養ふため機會ある毎に體育の獎勵に努力⁷⁹⁾」していると報じている。『運動界』の主筆を務める太田四州は、「小橋文相時代に於て、我スポーツ界にとつて見通せない一大慶福事の胎されたことは欣ばしい⁸⁰⁾」と記述している。一橋生と名のる匿名の人物が、同じく『運動界』の誌上に「小橋一太文相の職に在る事僅五ヶ月。…略…あまり目立ちはせぬけれども、この體育運動に對する覺醒は決して小さいものではない⁸¹⁾」という。文部省の学校体育政策と密接に関係している『學校衛生』において、小橋は、「歴代の文相中最も體育に關する理解を有せられて居る⁸²⁾」といわれる。それぞれメディア、スポーツ界、学生、學校衛生関係者による小橋の体育・スポーツ政策に対する評価はいずれも好意的である。

このように評価される小橋の体育・スポーツ政策は、「著しく具體的となり、且つ實行性に富む内容に變化してきた⁸³⁾」といわれる。この評価は、これまでの文部省による体育・スポーツ政策の実行力の弱さという点で対照的である。ここでいう具体的で実効性のある内容は、小橋が学生参加問題を収束させるための判断を短期間で下したことにみることができよう。

おわりに

本研究は、明治神宮大会における学生参加をめぐる問題の経過を追うとともに、この問題に対する小橋の対応を明らかにすることを目的としていた。併せて、小橋の体育・スポーツ政策に関する評価も検討した。ここでは、本研究で検討した結果をまとめておきたい。

1920年代初頭より始まる内務省の体育・スポーツ政策に対する文部省の対抗と表裏をなしながら立ち現れた学生参加問題は、明治神宮体育会と文部省を中心としつつ、それを取り巻く様々な論者によって議論されていた。多様な意見を逐一受ける文部省は、それに応じて学生参加を制限しつつ、緩和する案を表明したり、通牒を発したりしてきたが、その度に新たな問題が生み出されていた。

このプロセスにおいて、水野が文部大臣に就任したことは、水野自身の見解に揺れ動きがみられるものの、学生参加問題の解決に向かう流れを生み出したという点で画期をなすものと考えられる。ただし、学生参加問題を収束させるまでに至らなかったことに留意しておく必要はある。水野の後を受けて文部大臣に就任した勝田も、学生参加問題の解決に向かう見解を表明したという意味においては水野の流れを汲んだもの

と思われるが、それが具体化されることはなかった。その背景には、学生参加問題が立ち現れた当初から文部省の体育・スポーツ政策を主導していた北が、明治神宮大会への学生参加を制限するという主張を続けていたことがあったと考えられる。北は、明治神宮体育会のみならず、体育運動主事によって立て続けに出された改革への要望も斥けた。こうしたことから、北とスポーツ界の間には溝が生まれていったのである。

こうした中で、体育・スポーツの奨励を文部大臣に就任した当初から明言する小橋は、それまでになされた学生参加問題に関する解決への議論を踏まえつつ、それを急速に収束させた。小橋が、様々な立場の者から好意的な評価を受けたのは、体育・スポーツ政策に関する積極的な発言のみならず、学生参加問題に関する既存の解決案を具体化したためである。この実行力を伴って体育・スポーツ政策を推し進めた点が、従前の文部省あるいは文部大臣と小橋のそれを分かるところであるといえよう。

ただし、小橋が積極的に関わった体育・スポーツ政策は、学生参加問題に限られたものではない。小橋による「體育運動に關する治績」として「明治神宮競技會の中等學生參加問題の解決」と並んで「體育運動に理解ある人を體育課長に任命」「體育獎勵費を豫算に計上を實行す」「學校の豫算に體育費の項目を設く」「各縣に體育主事を置き體育運動の指導獎勵並に監督せしめんとて、目下内務省と交渉中」が挙げられている⁸⁴⁾。これらの点の検討は、別稿に委ねることしたい。

付 記

本研究は、平成29年度YMFSスポーツチャレンジ助成奨励研究「戦間期の日本におけるスポーツ政策に関する歴史学的研究」(代表：尾川翔大)の成果の一部である。

注

- 1) 明治神宮大会の名称は、「明治神宮競技大会」(第1~2回)、「明治神宮体育大会」(第3~9回)、「明治神宮国民体育大会」(第10~12回)、「明治神宮国民錬成大会」(第13~14回)と変化した。しかし、考察の錯乱を避けるため、本稿では「明治神宮大会」で統一した。
- 2) 佐藤によれば、1920年代に入ることの日本において、学生は帝国大学に通う者、生徒は中等学校・師範学校・旧制高校・旧制専門学校に通う者あるいは大学の別科生・研究生・聴講生など大学において正規の学生の資格をもたない者、児童は小学校に通う者とカテゴライズされていたようである(佐藤秀夫(1987)学校ことはじめ事典。小学館：東京：pp.126-127)。文部省による通牒において学生、生徒、児童という3つは、佐藤がいうところのカテゴライズと照応していると考えられる。本稿で問題とする学生参加問題は、立ち現われた当初において、学生、生徒、児童の3つのカテゴリーを包括していたものの、途中から学生を除いた生徒、児童の2つのカテゴリーを対象としたものに変化する。しかしながら、学生参加問題に関する発言をする当事者たちの間では、学生・児童・生徒が明確に分かれて使用されている場合もあれば、そうでない場合もある。このことから、本稿において学生、生徒、児童を明確に使い分けることはしなかった。そこで、本稿では、明治神宮大会における学生参加問題を取り上げている諸研究に倣い、学生、生徒、児童を「学生」と総称することとした。
- 3) 小橋一太(1870-1939)の略歴は以下の通り。
1898(明治31)年：東京帝国大学法科大学法律学科(英法)卒業。
1898(明治31)年：内務省入省。
1898(明治31)年：高文官試験合格。
1910(明治43)年：内務省衛生局長。
1913(大正2)年：内務省地方局長。
1914(大正3)年：内務省土木局長。
1918(大正7)-1922(大正11)年：内務次官。
1920(大正9)：立憲政友会より衆院議員に当選。通算3期、1930(昭和5)年まで議員。
1924(大正13)年：清浦内閣の書記長官。
1924(大正13)年：政友本党に参加し、政務調査課長・幹事長を歴任。
1927(昭和2)年：立憲民政党の結成に関与。
1929(昭和4)年：浜口内閣の文部大臣。
1937(昭和12)-1939(昭和14)年：東京市長。
(秦郁彦編(2013)日本近現代人物履歴事典(第2版)。東京大学出版会：東京、p.244；日外アソシエーツ編(2011)明治大正人物事典：I政治・軍事・産業篇。紀伊國屋書店：東京：p.259。)
- 4) 北豊吉は、1875(明治8)年に生まれ、1900(明治33)年に東京帝国大学医学科を卒業し、1918(大正7)年に医学博士となる。また、陸軍三等軍医、大阪市衛生技師、東京女子高等学校教授を歴任した。そして、1921(大正10)年6月29日に文部省学校衛生課が再設置されると同時に課長に就任した。その後、1924(大正13)年に体育研究所が設置されると所長を務めている(日本スポーツ協会編(1933)スポーツ人名辞典。運動通信社：東京：p.キノ部2)。
- 5) 大村一蔵は、1884(明治17)年に鳥取県で生まれ、1907(明治40)年に東京帝国大学理科大学地質学科に入学して地質学を学び、1910(明治43)年に卒業した後、日本石油(現・JXエネルギー)取締役、帝国石油副総裁となった。また、スポーツにも大きな関心を寄せ、天狗倶楽部に加わったり、雑誌『運動界』を創刊したり、体育運動審議会の委員を務めたりした(石油文化社(1965)大村一蔵を偲ぶ。大村一蔵追悼集刊行会：東京、pp.406-411)。
- 6) 大村は学校関係者の主張を根拠とする水野の意見を疑問視して追及したところ、第一に「我等の知り合ひの中學校長も相當あるが、其の校長達は中學生を神宮競技會に参加せしむるの可否を文部省より諮問されたること

- のなきこと」, 第二に「神宮競技以外の競技会には多数の中學生が極めて自由に参加しつゝある状況より見れば…略…多数の校長が神宮参加に反対してゐるとは如何にも考へられない」と指摘して水野の主張の真偽を探り, また, 文部省学校衛生官の岩原と直接的に問答しているが, 岩原は明確な根拠を示さなかつたようである(大村一蔵(1927)運動界是非, 運動界, 8(12):3-4). さらに, 大村は「文相(水野錬太郎——引用者)の談によると, 文相に全国中等學校長の大多数が神宮競技に反対であると云ふことを注入したのは東京市内の一部の中等學校の校長さん達である」と述べている(大村一蔵(1928)水野文部大臣と對談, 運動界, 9(1):8). 大村によれば, 水野が言うところの學校関係者の見解は信憑性が薄いものと考えられる.
- 7) 1929年4月24日の『教育週報』において, 岩原は「今年どうなるかに就ては, 關係者からまだ何とも意見が出ないので何とも言へない. 意見が出たら本省でそれに対する方針を決めることになるであらう」と述べている(教育週報(1929)205, 4月20日付2面). したがつて, この日以降に1929(昭和4)年の第5回明治神宮大会に関する明治神宮体育会と文部省の交渉が再開したものと考えられる.
 - 8) 大村は, 「本年五月に文部省内で開かれた各府懸の體育主事會議で中等學生神宮競技参加希望が相当多数の懸から提出された。」と述べている(大村一蔵(1929)運動界是非運動界, 10(9):4).
 - 9) 藤田も明治神宮大会における学生参加をめぐる問題を解決しようという見解が様々なところから堆積するなか, 「北体育課長が頑強に抵抗した」と述べている(藤田大誠(2017)前掲, 55-69).
 - 10) 大村は「中等學校生徒の明治神宮競技會出場問題が從來土地の遠近といふ事で制限をつけて居た事がいかにもあいまいであつたからこの際教育者の立場も十分考へた上中等學校長に各自校の實情をよく考慮して全責任をもつてもらひ自信をもつての裁量に任じた方がよい, 文部省としても各學校教育方針の内容に余り立いらず中等學校長の立場を尊重して出場可否の判断をしてもらふ方がいゝといふ事に大體決定した譚です」と述べている(東京朝日新聞(1929)7月19日付11面). このような見解は小橋と共有されたものと思われる.
 - 11) ここでいう學校衛生官とは北を指し示しているものと考えられる.
 - 12) 『アサヒスポーツ』は, 北が体育課長の職を解かれたとき, 「前課長北博士は, わが體育運動界の勃興期から今日まで, 文部省における體育關係の主腦者としてわが體育運動の發展に努力されたのであるが, その間において責任の地位にある同氏と吾人とは往々にして個々の問題に對し觀るところを異にした。」(朝日新聞社編(1929)體育課長の更迭, アサヒスポーツ, 7(21):10)と記している.
- 団体の系統整備計画を中心に一. 体育史研究, 10:45; 坂上康博(1998)権力装置としてのスポーツ—帝国日本の国家戦略—. 講談社:東京, pp.64-80.
- 2) 大蔵省印刷局編(1926)官報, 4058:193.
 - 3) 日本体育協會編(1963)日本体育協會五十年史. 日本体育協會:東京, p.1041.
 - 4) 藤田大誠(2015)「神宮競技問題」の推移と「明治神宮体育大会」の成立. 國學院大學人間開發学研究, 6:59-73; 木下秀明(1970)前掲書, pp.198-209; 坂上康博(1998)前掲書, pp.64-80.
 - 5) 藤田大誠(2017)昭和初年における明治神宮体育大会の歴史的意義—学生参加問題と昭和天皇行幸を軸として—. 國學院大學人間開發学研究, 8:55-69.
 - 6) 藤田大誠(2015)前掲:59-73.
 - 7) 大蔵省印刷局編(1926)前掲, 193.
 - 8) 朝日新聞社編(1926)神宮競技と兩省. アサヒスポーツ, 4(13):2; 日本体育協會編(1963)前掲書, p.1041; 太田志誠(1926)運動界小論. 運動界, 7(8):3.
 - 9) 明治神宮體育會編(1929)第四回明治神宮體育大會報告書. 明治神宮體育會:東京, p.1.
 - 10) 文部省編(1926)文部時報, 222:4.
 - 11) 開發社編(1926)夏季神宮競技問題. 教育時論, 1491:42.
 - 12) 野口源三郎(1926)神宮競技問題の一考察. 體育と競技, 5(10):6.
 - 13) 東京朝日新聞(1926)11月4日付3面.
 - 14) 東京朝日新聞(1927)6月2日付11面.
 - 15) 東京日日新聞(1927)6月2日付11面.
 - 16) 東京朝日新聞(1927)6月2日付11面.
 - 17) 朝日新聞社編(1927)水野新文相へ. アサヒスポーツ, 5(13):3.
 - 18) 教育週報(1927)108, 6月11日付7面.
 - 19) 大村一蔵(1927)運動界時事短評. 運動界, 8(8):2.
 - 20) 教育週報(1927)108, 6月11日付7面.
 - 21) 東京朝日新聞(1927)6月21日付3面.
 - 22) 東京朝日新聞(1927)7月12日付3面.
 - 23) 東京朝日新聞(1927)7月17日付夕刊1面.
 - 24) 東京朝日新聞(1927)7月22日付11面.
 - 25) 読売新聞(1927)8月2日7面.
 - 26) 読売新聞(1927)8月2日7面.
 - 27) 大村一蔵(1927)運動界是非. 運動界, 8(12):3.
 - 28) 教育週報(1927)118, 8月20日付2面.
 - 29) 教育週報(1927)116, 8月6日付7面.
 - 30) 明治神宮體育會編(1929)前掲書, p.3.
 - 31) 東京日日新聞(1927)8月19日7面.
 - 32) 北 豊吉(1926)明治神宮競技大會不参加問題. 教育時論, 1478:23.
 - 33) 野口源三郎(1926)神宮競技問題の一考察. 體育と競技, 5(10):7.
 - 34) 安川玄洋(1927)明治神宮體育大會の將來. 體育と競技, 6(12):1.
 - 35) 明治神宮體育會編(1929)前掲書, p.5.
 - 36) 東京朝日新聞(1927)8月19日3面.
 - 37) 文部省編(1927)文部時報, 254:7.
 - 38) 東京朝日新聞(1927)10月7日付3面.

文 献

- 1) 木下秀明(1970)スポーツの近代日本史. 杏林書院:東京, pp.198-209; 中嶋健(1993)昭和初期文部省の「國民体育」政策の展開過程について—主に体育・スポーツ

- 39) 東京朝日新聞 (1927) 10月18日付3面.
 40) 大村一蔵 (1927) 運動界是非. 運動界, 8(12):5.
 41) 東京朝日新聞 (1927) 10月28日付7面.
 42) 同上.
 43) 同上.
 44) 同上.
 45) 明治神宮體育會編 (1929) 前掲書, pp.19:27-36.
 46) 同上書, p.19.
 47) 大村一蔵 (1928) 運動界是非. 運動界, 9(4):4.
 48) 大村一蔵 (1927) 運動界是非. 運動界, 8(12):5.
 49) 明治神宮體育會編 (1929) 前掲書, p.80.
 50) 安川玄洋 (1929) 體育主事會議瞥見. 體育と競技, 8(1):106-108.
 51) 文部大臣官房體育課 (1940) 體育運動主事會議要録自大正十三年度至昭和十四年度. 文部大臣官房體育課, pp.91-108 (民和文庫所蔵).
 52) 教育週報 (1929) 212, 6月8日付2面.
 53) 読売新聞 (1929) 5月30日付7面.
 54) 読売新聞 (1929) 6月25日付10面.
 55) 同上.
 56) 同上.
 57) 読売新聞 (1929) 6月30日付6面.
 58) 読売新聞 (1929) 7月4日付6面.
 59) 小橋一太 (1929) 精神方面の指導に努力. 民政, 3(8):107-108.
 60) 読売新聞 (1929) 7月4日付6面.
 61) 東京朝日新聞 (1929) 7月10日付11面.
 62) 読売新聞 (1929) 7月11日付6面.
 63) 同上.
 64) 東京朝日新聞 (1929) 7月19日付11面.
 65) 教育週報 (1929) 219, 7月27日付2面.
 66) 読売新聞 (1929) 7月19日付6面.
 67) 同上.
 68) 文部省編 (1929) 文部時報, 318:8.
 69) 読売新聞 (1929) 7月26日付6面.
 70) 読売新聞 (1929) 9月4日付6面.
 71) 安田弘嗣 (1926) 希望と要求. 體育と競技, 5(2):11.
 72) 安川玄洋 (1926) 文部省ご実行力. 體育と競技, 5(7):巻頭言.
 73) 大村一蔵 (1927) 運動界時事短評. 運動界, 8(7):3.
 74) 大谷武一 (1928) 識者は嗤ふ. 體育と競技, 7(2):2-3.
 75) 朝日新聞社編 (1927) 三土新文相に望む. アサヒスポーツ, 5(10):3.
 76) 安川玄洋 (1927) 水野文相閣下へ. 體育と競技, 6(11):1.
 77) 大村一蔵 (1927) 運動界時事短評. 運動界, 8(7):2.
 78) 大村一蔵 (1927) 運動界是非. 運動界, 8(10):4.
 79) 東京朝日新聞 (1929) 11月26日付3面.
 80) 太田四州 (1930) 巻頭時言. 運動界, 11(1):3.
 81) 一橋生 (1930) 體育運動審議會成る. 運動界, 11(3):107.
 82) 帝國學校衛生會 (1929) 地方長官會議と體育運動. 學校衛生, 9(9):63.
 83) 朝日新聞社編 (1929) 昭和四年を送る. アサヒスポーツ, 7(26):8.
 84) 一橋生 (1930) 體育運動審議會成る. 運動界, 11(3):107-108.
-
- 〈連絡先〉
 著者名:尾川翔大
 住 所:東京都世田谷区深沢7-1-1
 所 属:日本体育大学大学院体育科学研究科体育科学専攻博士後期課程スポーツ文化・社会科学系
 E-mail アドレス:16n0002@nittai.ac.jp